平成２３年（フ）第７３９号
仙台市青葉区小松島１丁目２番24号　新小原荘２
債務者　立花　昭夫
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
仙台市宮城野区福室７丁目５番21号　レジデンスサトウ202
債務者　浅野　和子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６５号
仙台市泉区南光台南２丁目13番10号　フレグランス南光台102
債務者　菅野　利彦
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
宮城県亘理郡山元町山寺字物見橋102番地５
債務者　相澤　由也
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９７号
仙台市太白区西中田６丁目22番１―402号
債務者　山西　　藍（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字館ノ内46番地１　プレミールＡ101号
債務者　小池　文朱
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
福島市在庭坂字姥堂56番地の１
債務者　大橋　春男
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
福島市在庭坂字姥堂56番地の１
債務者　大橋　輝美
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
福島県南相馬市原町区栄町２丁目43番地コーポオラシオン203号
債務者　水谷万吏江
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第５１号
福島県東白川郡塙町大字伊香字中妻276番地２
債務者　緑川　皇児
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
茨城県笠間市下郷4038番地９
債務者　辻　　直子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８５号
茨城県水戸市千波町1769番地　サンライフ北葉山Ｂ棟102号
債務者　長嶋　幸子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
茨城県水戸市高田町130番地の２
債務者　大和田康史
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８７号
茨城県常陸太田市馬場町938番地の２
債務者　綿引　清一
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０５号
茨城県水戸市白梅２丁目９番36号　白梅第２グリーンビュー102号、旧住所茨城県水戸市下入野町1566番地の２
債務者　江橋　力也
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０８号
茨城県鉾田市飯島909番地48
債務者　飯島　則子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３０号
茨城県水戸市見和３丁目568番地の３　見和フラット風の棟203号
債務者　津島　誠治
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　水戸地方裁判所